

秋田工業高等専門学校学生準則

第1章 誓約書及び保護者等

第1条 学生は、秋田工業高等専門学校学則（昭和39年規則第1号）、学生準則その他の規則を遵守し、本校学生としての本分を全うするよう常に心がけなければならない。

第2条 入学を許可された者は、所定の期日までに様式第1号により、本人の在学中における保護者等と連署した誓約書を提出しなければならない。

第3条 保護者等は、独立の生計を営む成年者で、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられた者
- (2) 破産者でいまだ復権しない者
- (3) 成年被後見人及び被保佐人

第4条 保護者等が死亡し、又は資格を失った場合は、直ちに新しい保護者等を、様式第2号により校長に提出しなければならない。

第2章 学生証

第5条 学生は、毎学年の始め本校において交付する学生証を常に携帯し、本校職員の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

第6条 学生証は、その有効期間を終了したとき又は退学するときには、校長に返納しなければならない。

第7条 学生証を紛失し、又はき損したときは直ちに校長に届け出て、様式第3号による学生証再交付願を提出し、再交付を受けなければならない。

第3章 休学・退学・欠席等

第8条 学生は、疾病その他の理由により継続して3か月以上修学することができない見込みのときは、医師の診断書又は詳細な理由書を添え、学級担任教員を経て様式第4号による休学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第9条 休学した者が休学の理由がなくなったことにより復学しようとするときは、様式第5号による復学願を校長に提出して、その許可を受けなければならない。この場合、疾病により休学した者は、医師の診断書を添えるものとする。

第10条 学生が退学しようとするときは、様式第6号による退学願を学級担任教員を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。

第11条 学生は、改姓その他一身上の異動があったときは、直ちに様式第7号による身上異動届を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

第12条 学生が住居を変更したときは、直ちに様式第8号による住居変更届を学級担任教員を経て校長に提出しなければならない。

第13条 学生が欠席、欠課、遅刻又は早退をしようとするときは、事前に理由を明記して、学級担任教員を経て、様式第9号による欠席（欠課、遅刻、早退）届を校長に提出

しなければならない。ただし、やむを得ない理由により事前に提出できないときは、その理由を明記して事後直ちに提出しなければならない。

2 疾病のため引き続いて1週間以上欠席するときは、医師の診断書を添えるものとする。
第14条 父母近親の喪に服するときは、様式第10号による忌引願を学級担任教員を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 忌引の期間は、父母7日、祖父母・兄弟姉妹3日、伯叔父母・曾祖父母1日とする。

第4章 服装

第15条 学生は、登校時には本校制定の制服または制服に準ずる学生らしい清楚な服装をし、本校学生として体面を失わないようにしなければならない。

2 制服及び徽章の制式については、別に定める。

第5章 健康診断等

第16条 学生は、毎年の定期又は臨時の健康診断及び予防接種を受けなければならない。

第17条 校長は、必要に応じて学生に治療を命ずることがある。

第6章 学生会等

第18条 本校に学生会員をもって構成する学生会を置く。

第19条 学生会について必要な事項は、別に定める。

第20条 学生が本校学生をもって会員とする体育活動又は文化活動その他すべての団体を結成しようとするときは、指導教員を定め様式第11号による学生団体結成願に団体の規約並びに指導教員及び会員の名簿を添え、これを責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第21条 前条の団体の行為が本校の目的に反すると認められるときは、校長がその解散を命ずることがある。

第22条 学生が団体として校外団体に参加しようとするときは、様式第12号による校外団体参加願に当該校外団体の目的、規約及び役員に関する事項並びに参加の目的を記載した文書を添え、これを責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第23条 前条の校外団体の行為が、本校の目的に反すると認められるときは、校長は許可を取り消すことがある。

第7章 集会

第24条 学生が校内において、又は本校名を使用して校外において集会、催し物その他の行事を行おうとする場合は目的、期日、施設、設備の名称、参加者数等を記載した様式第13号による集会（催し物・その他の行事）許可願を1週間以前に責任代表者から学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第25条 前条の場合、本校学生の本分にもとるような行為が認められるときは、その中止を命ずることがある。

第8章 印刷物の配布及び販売、寄付募集等

第26条 学生が校内又は本校名を使用して校外において、雑誌、新聞、パンフレット等の印刷物を配布又は販売しようとするときは、あらかじめ様式第14号による印刷物配布（販売）許可願に当該印刷物2部を添え、これを学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

第27条 学生が校内又は本校名を使用して校外において寄付を募集しようとするときは、目的、期日、募集先、その予定募集金額等を記載した様式第15号による寄付募集許可願2部を作成し、これを学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。この場合、その実施に関しては、学生主事の指示に従うものとする。

第9章 掲示

第28条 学生が校内又は本校名を使用して校外において、ビラ、ポスター類を掲示しようとするときは、様式第16号による掲示許可願に当該掲示物及びその写を添え、これを学生主事を経て校長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 校内に掲示するときは、本校の定める掲示場に掲示しなければならない。

第10章 施設、設備の使用

第29条 学生及び団体が、本校の施設、設備を使用しようとする場合には、その目的、期日、施設、設備の名称等を記載した様式第17号による施設設備使用許可願を学生主事を経て校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、日常その使用を認められた施設、設備についてはこの限りでない。

第11章 雑則

第30条 この準則施行に際して必要あるときは、さらに施行細則を定める。

附 則

この準則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則

この準則は、昭和50年2月17日から施行する。

附 則

この準則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、平成25年2月25日から施行する。

附 則

この準則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この準則は、令和3年5月12日から施行し、令和3年4月1日から適用する。